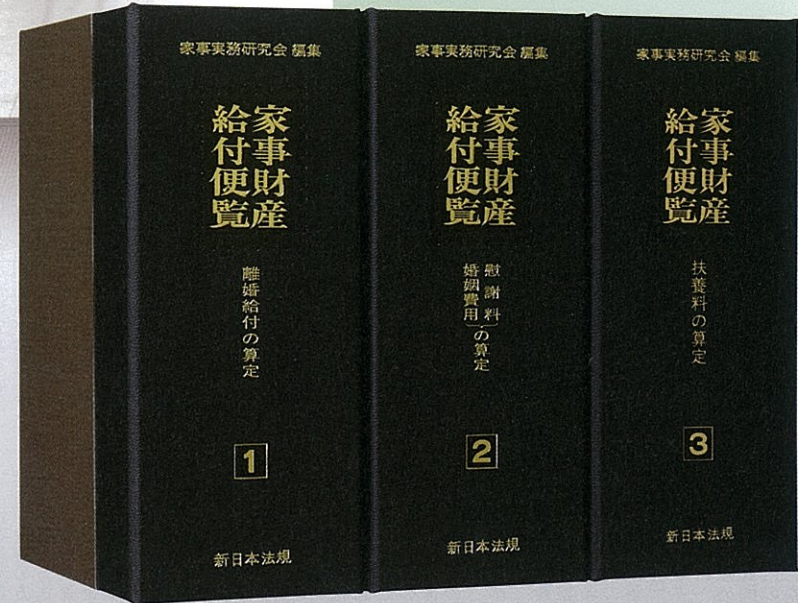


# 家事財産給付便覧

— 離婚給付・慰謝料・婚姻費用・扶養料の算定 —

編集 家事実務研究会

- ◆離婚給付・婚姻費用・扶養料などに関する理論的・実務的な解説書としてご利用いただくとともに、実際の金額を算定するための便覧としてもご利用いただけます。
- ◆各項目ごとに豊富な裁判例を掲げ、その算定方法や算定基準についてわかりやすく説明してあります。
- ◆各項目には掲載裁判例の一覧表を掲げ、認定額などが一目で分かるように工夫するとともに、認定額のスライド額を表示し、財産給付額の算定の一助としてあります。
- ◆離婚年金分割制度など新しい制度についても解説してあります。



0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
 E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

加除式・A5判・全3巻・ケース付・総頁4,550頁  
 定価18,700円(本体17,000円)送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

## 組見本 (A5判縮小)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。  
 ●判例の追加などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。  
 ●変更にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。  
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

配慮を示している。したがって、財産分与額の決定過程におき算、扶養、離婚慰謝料に対する判断が求められ、ついで、右各財産分与額と方法が決められている。現在の離婚給付の算定は複合的な二重構造にその特色が集約されていると解される。

### 五年金分割と財産分与

#### 1 離婚時年金分割制度の創設

(1) 総説  
 平成一六年に離婚時年金分割制度(離婚等をした場合における設され(国民年金法等の一部改正法。平成一九年四月一日から施行)の特例を除いた年金分割制度のみが、平成一九年四月一日から施行される。この制度は、離婚時年金分割制度(厚年第三婚に伴う財産分与(民七六八)や離婚慰謝料という民事上の制り、厚生年金保険法及び共済組合諸法に規定されたものである。岡健太郎「年金分割事件の概況について」(判タ二二五七以下)において、請求すべき按分割合に関する処分の申立て

## 第二節 各論

### 掲載事例一覧表

第一 慰謝料	番号	裁判年月日	請求者の事情	相手方の事情	期間	請求額
一	昭四三・三六	広島地判	妻、夫の家業を手伝う	夫、米穀商と同棲	三〇年	三〇〇万円
二	昭四三・七三	横浜地判	妻、家事専従	夫、会社員	七年	一〇〇万円
三	昭四九・九二	大阪高判	妻、家事専従	夫、婚姻中 詐欺等有罪、女性と同棲	一年	一〇〇万円

妻の請求額  
 裁判所の認定額(控訴)  
 離婚給付  
 財産分与 [100510]  
 1 原判決を取り消す。

〔100510〕 離婚等請求控訴事件(大阪高判平一九・五)  
 (控訴人) 甲野太郎(仮名)  
 (被控訴人) 甲野花子(仮名)

事案の概要  
 婚姻期間二年間、九年目以降は夫がその不品行を以て、別居となった夫婦間の前置離婚調停の申立て三回を経たが、四回目の離婚調停の申立てを経て、有席配偶者別居調停後約三年を経て、一八歳と一六歳の未成年男子の別居調停費用一五〇万円を支払う旨の判決を取り消して離婚請求を認容した事例(なお、右訴訟判決におけるその余の請求及び申立てを制限するものでは、なお、原判決 大阪家判平一八・八・三〇判タ二二五)

離婚給付  
 財産分与(八〇の五)

原審申立人の抗告の趣旨  
 抗告の理由  
 事案の概要  
 同居期間が先行する婚姻期間約九年を経て調停離婚した夫婦間で妻方)に対し財産分与を求めた事案において、交通事故により受領した損害部分一五六万円及び後遺症逸失利益部分三九四万円の合計五五トに当たる二七五万円を財産分与として分与することを命じた事例  
 原審判を取り消す。  
 相手方は、抗告人に対して、財産分与として金二六〇万円及び一月一十九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2021.6) 161-1⑤

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
 法律出版社ならではの情報を発信





